

【アメリカ】ルイジアナ州連邦下院選挙の区割りに関する連邦最高裁判決

ルイジアナ州は、2020年の国勢調査によると黒人が州人口の約3割を占める。2022年、共和党が多数派の同州議会は、国勢調査の結果を反映せず、従来どおり6議席のうち民主党寄りの黒人多数区を1つだけとする区割りを設定した。黒人多数区は、バトンルーージュとニューオーリンズを結ぶ細く曲がりくねった選挙区となっている。この区割りに対して、黒人の有権者団体は、人種的小多数者の投票力希釈を禁じた1965年投票権法第2条（52U.S.C. § 10301）に違反するとして連邦裁判所に異議を申し立てた。裁判は連邦最高裁判所（以下「最高裁」）まで争われ、最高裁は、2022年の中間選挙ではこの区割りを維持することとしたが、2023年に連邦控訴裁判所に差し戻し、連邦控訴裁判所は、同州は2024年初頭までに黒人多数区を2つ含む区割りを作成しなければならないとの判決を下した。2024年1月、同州議会は、次期選挙に向けた新たな区割りについて黒人多数区が2つとなる案を可決し、ジェフ・ランドリー（Jeff Landry）知事が署名した。同年4月、この2つの黒人多数区を含む新たな区割りに対して、先の訴訟とは別の有権者団体が、人種に過度に依存しており、憲法修正第14条の平等保護条項に違反するとして異議を申し立てた。連邦地方裁判所は、原告の主張を認め、州による新たな区割りの使用を一時的に差し止めたが、同年5月15日、最高裁は、人種に過度に依存しているとした連邦地方裁判所の決定の可否について判断を下さず、最高裁への上訴が適時に提起されるまで連邦地方裁判所の決定を保留とした。この最高裁判決により、新たな区割りが同年11月の連邦下院選挙で使用されることとなった。

海外立法情報調査室・北村 弥生

- <https://www.ca5.uscourts.gov/opinions/pub/22/22-30333-CV1.pdf>
- https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/23a994_7mip.pdf

【アメリカ】国境管理を強化する大統領布告

中南米諸国の情勢不安、国際犯罪組織の暴力等により、米国の南部国境の不法越境者数が増加し、2023年12月には過去最高を記録した。2024年1月以降はそれを下回っているが、高水準が続いている。2024年6月4日、バイデン（Joe Biden）大統領は、南部国境の管理を強化する大統領布告（Presidential Proclamation）を発出した。2024年初めに超党派で上院に提出された移民法改正法案には、国境警備局と移民局の職員を増員し、違法薬物の摘発技術に投資し、移民制度に抜本的な改革を施し、制度が限界に達した際に大統領に国境閉鎖の緊急権限を付与することが盛り込まれたが、可決に至らなかった。バイデン政権は、同布告において、このことを批判し、同布告を苦肉の策であると主張している。

同布告の主な内容は、次のとおりである。南部国境から入国して国境付近で拘束された不法越境者が7日間の平均で1日当たり2,500人以上であったと国土安全保障長官が判定した場合、その翌日から不法越境者に対して入国の一時停止及び制限を課す。ただし、同伴者のいない子供や深刻な人身売買の被害者であると判断される者等の人道的例外措置が含まれている。入国の一時停止及び制限は恒久的なものではなく、南部国境から入国して国境付近で拘束された不法越境者が7日間の平均で1日当たり1,500人未満になったと国土安全保障長官が判定した日から14日後に打ち切られる。米国では、国境付近で拘束した不法越境者に対して、庇（ひ）護申請の審査を終えるまで国内の滞在を認める場合があったが、同布告による入国の一時停止及び制限が行われている間は、庇護申請を受理せず、即時送還することとなる。同布告は、2024年6月5日から有効となっている。

海外立法情報調査室・北村 弥生

- <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2024/06/04/a-proclamation-on-securing-the-border/>

【アメリカ】大麻の規制緩和に向けた規則改正手続

大麻は、1970年に規制物質法（21 U.S.C. 801 et. seq.）が制定されて以来、最も制限が厳しい第Ⅰ類（一般に認められた医療用途がなく、高い乱用性がある。）に分類されている。2022年10月6日、バイデン（Joe Biden）大統領は、司法省と保健福祉省（HHS）に対し、連邦法における大麻の分類について検討を要請した。2023年8月、HHSは、米国で大麻が医療用途で広く使用されていることを認め、乱用性について各種疫学データを用いて大麻と第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ類のそれぞれの薬物及びアルコールとを比較した。その結果、HHSは、大麻を第Ⅰ・Ⅱ類に比べ乱用性が低いとされる第Ⅲ類で管理すべきと勧告した。この勧告を受けた司法長官は、2024年5月16日、HHSの医学的・科学的判断と司法省法律顧問局の法的助言を踏まえ、大麻を第Ⅰ類から第Ⅲ類に変更する手続を開始し、同月21日に規則案の公告を連邦官報に掲載した。

大麻の分類変更は、大麻使用に対する社会の受容を背景としている。全米50州のうち38州、コロンビア特別区及び4つの連邦直轄領において大麻の医療目的での使用が合法的に認められており、23州とコロンビア特別区では非医療目的での使用も合法化されている。ギャラップ社が2023年10月に実施した世論調査では、大麻の合法化を支持する米成人の割合が70%と過去最高に達した。

規制薬物の分類は、パブリックコメントの募集が行われた後、行政機関による聴聞を経て、正式に変更される。このパブリックコメントの募集は、2024年7月22日までとなっている。

海外立法情報調査室・北村 弥生

- <https://www.regulations.gov/document/DEA-2024-0059-0001>
- <https://news.gallup.com/poll/514007/grassroots-support-legalizing-marijuana-hits-record.aspx>

【アメリカ】体外受精により作成した胚の死亡等に対する免責を定めるアラバマ州法の制定

アラバマ州では、同州法第6-5-391条の規定に定める未成年者不法死亡法（Wrongful Death of Minor Act。各州に同様の法律が存在する。）の適用上、子の両親に、子の死亡をもたらした者に対する懲罰的損害賠償金（不法行為訴訟において加害行為の悪質性が高い場合に、加害者に対する懲罰的効果を目的として、通常の損害賠償金（後掲）を超えて認められる額）の請求を認めてきた。同法に関連して、不妊治療施設において体外受精（In Vitro Fertilization: IVF）により作成され、凍結保存されていた胚が死亡した事件において、この胚が「子」とされるか否かが争われた。同州最高裁は、2024年2月16日、同法の適用上、胚を「子」とする全米初の判決を下した（LePage v. Ctr. for Reproductive Medicine, P.C., 2024 Ala. LEXIS 60）。

不妊治療施設において、胚は、作成したカップル等による使用が見込まれなくなった場合には、研究に供されるか、廃棄されることが多い。この判決に従い、胚が「子」とされれば、これらも問題とされ得るため、同州における体外受精による不妊治療の存続が危ぶまれた。そこで、これに対処する法律（SB159, Act 2024-20）が、同年3月6日に成立・施行された。同法は、体外受精に関連し、かつ（前掲第6-5-391条を含む）同州法第6編第5章等の規定にかかわらず、次のとおり定め、これを遡及的に適用する。①胚の損壊又は死亡について、体外受精に関するサービスの提供者（不妊治療施設等）等に対する民事請求、刑事訴追等を禁止する（第1条）。②胚の損壊又は死亡について、体外受精のプロセス等を促進する製品の製造者に対する民事請求は通常の損害賠償金（被害者の被った身体等の損失を填補する額）に限定され、刑事訴追は禁じられる（第2条）。

海外立法情報課・中川 かおり

- <https://legiscan.com/AL/text/SB159/id/2952994/Alabama-2024-SB159-Enrolled.pdf>

【アメリカ】性別適合手術に対する保険適用除外規定の差止めを支持する連邦控訴裁判所判決

ジョージア州ハウストン郡は、同郡保安官事務所の職員に健康保険を提供している。同事務所に勤務するランゲ (Anna Lange) 氏は、出生時の性別は男性であるが、性自認は女性であるトランスジェンダーで、2018年に性別適合手術 (以下「手術」) が必要であると診断された。しかし、当該保険は、「性別変更のためのサービス等」に対する適用について除外規定を定めていたため、同氏の手術費に対する保険適用は認められなかった。これに対し、同氏が同郡を同州中部地区連邦地裁に提訴し、勝訴した。連邦控訴裁第11巡回区は、2024年5月13日に、次の認定に基づき、当該保険適用に対する除外規定に本案的差止命令 (permanent injunction) を発出した連邦地裁に裁量権の濫用はなかったとして地裁判決を支持する判決を下した (Lange v. Houston County, 101 F.4th 793 (11th Cir. 2024))。なお、この判決は、同年4月29日の第4巡回区による同内容の全米初の判決 (Kadel v. Folwell, 100 F.4th 122 (4th Cir. 2024)) に続くものである。

第11巡回区は、雇主が「性別」等を理由として「雇用における報酬、条件、権利」について職員を差別することを禁止する1964年市民的権利法第7編の規定 (42 U.S.C. 2000e-2(a)(1)) に基づき、次のように認定した。①同郡は「雇主」に該当する。②当該保険の加入者のうち、トランスジェンダーのみがこの手術を受ける資格があるために、当該保険はトランスジェンダーであることに基づく差別を行うものであるとされる。トランスジェンダーであることに基づく差別は、上記第7編の規定上「性別」を理由とする差別とされている。③当該保険は、「雇用における報酬、条件、権利」に該当する便益とされる。④当該保険の財源が潤沢ではないことが、この差別を正当化することはない。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://media.ca11.uscourts.gov/opinions/pub/files/202213626.pdf>

【EU】欧州議会議事規則の改正

2024年4月10日、欧州議会は、立法手続の見直し等を目的とした議事規則 (European Parliament Rules of Procedure) の改正案を承認した。改正案は、2023年1月18日に議事協議会 (欧州議会議長及び各会派の代表者で構成され、議事日程、委員会の構成及び権限等を決定する機関) により設置された作業部会「議会2024」の提出した改革パッケージに基づくものである。改正は、116項目から成り、原則として2024年7月16日から施行される。

その内容は多岐にわたり、立法手続の効率化、議会の監視機能の強化、適切な予算の確保などが図られている。主な規定は、次のとおりである。①各委員会間の権限の競合を緩和するため、3つ以上の委員会が権限を有する案件について、いずれの委員会も優先権を持たない場合、議事協議会は、委員長会議 (常任委員会及び特別委員会の委員長で構成される機関) の勧告に基づき、当該案件を担当する臨時立法委員会 (temporary legislative committee) の設置を提案できることとした (第207a条の新設)。②特別監視公聴会 (special scrutiny hearings) により、政治的に重要な問題について欧州委員会委員に質問することを可能にした (第135a条の新設)。同公聴会は、議長、委員会等の提案に基づいて議事協議会により緊急に招集され、原則として公開される。③予算に影響を及ぼす立法提案について、予算評価 (budgetary assessment) を行うこととした (第56a条の新設)。議長は当該提案を予算問題担当委員会に付託し、同委員会が適切と判断した場合などに予算評価が行われる。予算評価では、立法提案が十分な資金及び人的資源を規定しているか否かを検討し、提案された資金調達 EU の他の計画又は政策に及ぼす潜在的な影響を評価するものとされている。

海外立法情報課・芦田 淳

・ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2024-0176_EN.html

【イギリス】郵便局ホライズンシステムによる冤罪等の補償に関する2法の制定

2024年1月10日、スナク（Rishi Sunak）首相（当時）は、下院において、富士通株式会社がその子会社を通して1999年に英国の国有郵便事業会社に納入した会計システム「ホライズン（Horizon）」の不具合により冤罪に追い込まれ、不当な弁済を強いられた郵便局長等につき、「速やかに冤罪を晴らし、補償を受けられるようにするための法律案を提出する」との発言を行った。この発言を契機として2本の法律案が議会に提出され、制定された。

1本目の法律は、「2024年郵便局（ホライズンシステム）補償法」であり、ホライズンシステムによって受けた影響等に対する補償のための金銭の支払を行う権限を国務大臣に与えること（第1条）などを定める。施行日は、国王による裁可の日（2024年1月25日）である。

2本目の法律は、「2024年郵便局（ホライズンシステム）犯罪法」であり、全12か条から成る。第1条は、裁判所による有罪判決であって控訴審が控訴を棄却する等の判断を行っていないものが、この法律の施行日（2024年5月23日）に破棄されることを定める。第4条は、有罪判決に関する記録を有罪判決が破棄されたとの記録に置き換える措置を講じることを関係当局に義務付けることを定める。第5条及び第6条は、英国の犯罪記録データベースから有罪判決に関する記録を削除するよう警察署長に命じることを定める。なお、この法律の適用範囲外であるスコットランドについては、2024年6月13日に制定された「2024年郵便局（ホライズンシステム）犯罪（スコットランド）法」が適用される。 海外立法情報調査室・南 亮一

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/1/contents/enacted>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/14/contents/enacted>
- <https://www.legislation.gov.uk/asp/2024/6/enacted>

【イギリス】食肉用の家畜を生きたまま輸出することを禁止する法律の制定

英国では1990年代以降、動物愛護団体によって、食肉用の家畜の生きたままの輸出禁止又は動物の輸送距離の制限を目的としたキャンペーンが数多く行われてきた。このような動きを受け、政府部内でも、2020年4月、肥育・と殺用の生きた動物の輸出を禁止する提案が行われ、2023年12月4日に法案が下院に提出された。2024年2月27日に下院を通過したものの、対象となる家畜の種類を制限しない旨の修正案をめぐって上院での審議が停滞することとなった。同年5月14日、ついに上院を通過し、国王の裁可を経て、同月24日に「2024年動物福祉（家畜輸出）法」が成立した。この法律の主要条項は、この成立の日から施行された。政府は、EUの自由貿易ルールではこのような輸出を禁止することができないとして、EUを離脱したからこそこの法律を制定できたと主張する。

この法律は、全7か条で構成されている。第1条では食肉用の家畜を英国から輸出することを犯罪と定めた上で、① 英国から英国諸島外に家畜を発送等すること、② 英国内から又は英国を経由して英国諸島外へ家畜を輸送等すること及び③ ②を計画等することを「輸出」と、牛、馬、羊、山羊及び豚・猪を「家畜」と、と殺又は食肉用の肥育を目的とすることを「食肉用」と定義し、当該犯罪を犯した者を6か月以下の拘禁刑、罰金刑などに処することを定める。第2条～第4条は第1条の規定を実施するための規定を、第5条及び第6条はこの法律の制定に伴う関係法の改正を、それぞれ定める。第7条はこの法律の適用地（イングランド、ウェールズ及びスコットランドに適用）、施行日、略称等を定める。 海外立法情報調査室・南 亮一

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2024/11/contents/enacted>
- <https://www.gov.uk/government/news/export-of-live-animals-banned>

【ドイツ】 難民庇護申請者用支払カードを連邦の制度として導入する法改正

2024年5月15日、ドイツの一部の州で既に導入されていた庇護（ひご）申請者向けの支払カード（以下「カード」）を連邦の制度として導入することを内容とする庇護申請者給付法の改正が公布され、同月16日に施行された。

庇護申請者に対しては、宿泊施設での現物給付のほか、日常生活の需要の充足のための金銭給付が保障されている（本誌 No.264, 2015.6, pp.72-73 参照）。カード導入の目的は、給付目的の移民を減少させ、出身国等への送金を制限し、現金給付に伴う行政コストを削減することにあるとされる。2023年11月の連邦首相と州首相の会議で、カード導入に関して連邦法律の根拠規定を設けることが決定されたが、連立与党の緑の党から、根拠規定は不要との意見や地域的格差などのない平等な制度にすべきとの意見が出されたため、調整が難航していた。2024年4月に与党内での議論がまとまり、その結果が、既に連邦議会に提出されていた他の法律案（外国人への社会給付に関する官庁間のデータ交換の円滑化に関する法律案）の委員会修正として追加された。この法律案は、同月12日連邦議会で、同月26日連邦参議院で可決された。

今回の改正によりカード形式での給付が可能であることが明記され、カードで支給される場合であっても、カードにより月々の標準的な必需品を賄うことができないときは、現金給付を受けることができるものとされた（庇護申請者給付法第2条第2項）。カードの導入、導入の場合の運用方法（カードで支払える財・サービスの範囲等）は、州の判断に委ねられる。各地の官庁は、カードで 사용할 ことができる金額を決定し、個々の庇護申請者の事情に応じ、カード発行が適当であるかどうかの判断を行う権限も有する。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/152/VO.html>

【ドイツ】 短時間ボランティア制度の導入

2024年4月26日、ドイツ連邦議会は、青年を中心とするボランティア制度に関し、フルタイム以外の短時間でのボランティア活動への従事を一般的に認める青年ボランティア役務法（JFDG）及び連邦ボランティア役務法（BFDG）の改正案を可決した。これらの改正法は、同年5月28日に公布され、一部の規定を除き翌日施行された。

ドイツには、青年ボランティア役務と連邦ボランティア役務という2つのボランティアの制度がある。前者は、義務教育を修了した27歳未満の青年を対象とする制度である。後者は2011年の徴兵制停止に伴って創設された制度であり（介護施設での活動など兵役の代替役務提供者によって支えられていた社会奉仕活動を維持するために導入された。）、上限の年齢制限はない（本誌 No.253, 2012.9, pp.86-109 参照）。従来は、27歳未満のボランティア活動従事者に対し、正当な理由がない限り、フルタイム以外の短時間での従事を認めていなかった。今回の改正により、両制度ともに、正当な理由を示さなくても短時間の活動（ただし、1週間当たりの活動時間が20時間を超えていなければならない。）を行うことができることとされた。（JFDG 第2条第1項第1文、BFDG 第2条第1文）。

その他、ボランティア活動従事者に支給される小遣い（Taschengeld）の上限が、一般年金保険の保険料算定限度額（2024年の数値では、1か月当たり、旧西ドイツ地域7,550ユーロ、旧東ドイツ地域7,450ユーロ）の6%から8%に引き上げられた（JFDG 第2条第1項第2文、BFDG 第2条第2文）。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/170/VO.html>

・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2024/kw03-de-freiwilligen-teilzeit-983240>

【ベルギー】動物保護を規定するための憲法改正

ベルギーでは、1986年に、動物福祉に関する法律が初めて制定された。同法の制定から30年以上が経過し、動物との関わり方や動物に関する科学的知識は大きく変化した。そこで、2019年5月、国家の最高法規である憲法に規定を加え、動物への配慮を一段と進めることを目的として、ベルギー憲法（以下「憲法」）に動物が「感覚を持つ存在（*êtres sensibles*）」であることを規定するための3本の憲法改正案が提出された。しかし、これらによる憲法改正には至らなかった。そこで、2023年10月5日、これらを基に作成された新たな憲法改正案が提出された。同改正案は、2024年5月15日に可決され、同月24日に公布された。同改正案は、連邦及び連邦構成体（ベルギーには、領域的な基準に基づく「地域（*région*）」と主に言語に基づく「共同体（*communauté*）」という2種類の連邦構成体がある。）の政策目標に関する憲法第7条の2に、動物を「感覚を持つ存在」と定義し、公権力に対して動物福祉への配慮を義務付けるため、「それぞれの権限の行使において、連邦国家、共同体及び地域は、感覚を持つ存在としての動物の保護及び福祉に配慮する。」という規定を加える。改正後の規定は、同年6月3日に施行された。この憲法改正により、ベルギーは、ドイツ、スロヴェニア、ルクセンブルク、イタリア、オーストリアに続き、憲法に動物保護規定を加えた6番目のEU加盟国となった。なお、この憲法改正に先立ち、「欧州連合の運営に関する条約」（2009年発効）第13条を受け、民法典に、動物が物（*chose*）ではなく（第3.38条）、「生まれつき感覚を備えた存在（*être doué de sensibilité*）」である（第3.39条）ことが2020年に規定されていた。

海外立法情報課・奈良 詩織

- <https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2024/05/15/2024202659/justel>
- <https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2020/02/04/2020020347/justel>

【スロヴェニア】優先投票、安楽死、大麻に関する国民投票

スロヴェニアの与党第1党の「自由運動」の提案に基づき、欧州議会議員選挙と同時に国民投票を実施することが、2024年4月25日に国民議会（下院）で決定された。欧州議会議員選挙が行われた同年6月9日、次の設問で国民投票が実施された（結果は（）内のとおり。）。

「あなたは、スロヴェニア共和国の国民議会議員選挙について、投票者が議員の選挙に決定的な影響力を行使することを可能とする優先投票の導入に賛成しますか。」（賛成 70.9%、反対 29.1%）、②「あなたは、生命の自発的な終結を援助する権利について規定する法律の制定に賛成しますか。」（賛成 54.9%、反対 45.1%）、③「スロヴェニア共和国は、その領土において、医療用大麻を栽培し、加工することを許可すべきでしょうか。」（賛成 66.7%、反対 33.3%）、④「スロヴェニア共和国は、その領土において、限定的な個人的使用のための大麻を栽培し、所持することを許可すべきでしょうか。」（賛成 51.6%、反対 48.4%）

いずれも諮問的国民投票であり、結果に法的拘束力はないが、この結果を受け、優先投票（政党による名簿登載順位を変更して当選させたい候補者を指名する制度。現行の制度では、欧州議会議員選挙において実現しているが、国民議会議員選挙においてはこの制度がとられていない。）と大麻に関しては、直ちに立法化の作業に移るとの見通しを述べる与党議員もいる。なお、安楽死に関しては、民間団体によって提出された末期患者の自殺のほう助を可能とする法律案が（スロヴェニアでは有権者（5,000人の署名が必要）にも法案提出権がある。）、2024年3月7日に下院で否決されたばかりであった。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://volitve.dvk-rs.si/>
- https://www.uradni-list.si/_pdf/2024/Ur/u2024053.pdf

【ロシア】未成年者を犯罪に関与させる行為に対する厳罰化

ロシア連邦刑法典（以下「刑法」）は、第 20 章「家族及び未成年者に対する犯罪」において、18 歳に達した成人に課する様々な責任を規定している。刑法第 150 条「未成年者の犯罪への関与」は、第 20 章の最初に位置するものであり、成人が未成年者を犯罪に関与させた場合の刑罰を定めたものである。2024 年 5 月 29 日、こうした成人の行為を厳罰化する連邦法第 111 号「ロシア連邦刑法第 150 条の改正の導入について」（以下「改正法」）が制定され、同年 6 月 9 日から施行された。従来の刑法第 150 条第 4 項では、①犯罪集団への関与、②重大又は特に重大な犯罪の実行、③政治的・思想的・人種的・民族的・宗教的な憎悪若しくは敵意を動機とする犯罪又は社会集団に対する憎悪若しくは敵意を動機とする犯罪の実行について、未成年者に関与させた成人を、「5 年以上 8 年以下の自由剥奪（矯正労働施設等への収容による社会からの隔離）」の対象としていた（さらに、2 年以下の自由制限（所定の時間帯における外出の禁止等）が加えられる場合あり）。今回の改正は、軽微又は中程度の犯罪の 3 回以上の実行を新たに対象とし、未成年者に関与させる犯罪の回数から、成人の責任を追加するものである。

改正の背景には、国内で未成年者の関与する窃盗事件が増加していることがある。ロシア南部のクラスノダール地方の事例では、2 人の成人市民が、10 代の少年とともに 8 件の窃盗を行った。しかし、窃盗は重大犯罪に該当しないため、その回数の多さにもかかわらず、わずか 2 年半の刑期を言い渡される結果となった。今回の改正によって、このように従来は軽い処分とされてきた行為を、重大犯罪と同様に扱うことが可能となる。

海外立法情報課・堀田 主

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202405290014>
- ・ <https://rg.ru/2024/06/02/za-maloletnego-dobaviat-srok.html>

【韓国】幼保一元化に向けた所管官庁の統合

日本と同様に、韓国においても幼稚園と保育所を統合する幼保一元化（韓国における呼称は「幼保統合」）は積年の課題であり、1990 年代から議論されてきた。しかし、双方の利害関係者の対立により、統合が進まない状況が長く続いていた。

幼保一元化に向けた最初の大きな動きは、李明博（イ・ミョンバク）政権（2008 年 2 月～2013 年 2 月）下の 2012 年 3 月に導入された「満 5 歳共通課程」（幼保共通の教育課程。通称「ヌリ課程」）である。ヌリ課程は、次の朴槿恵（パク・クネ）政権（2013 年 2 月～2017 年 3 月）発足直後の 2013 年 3 月に「満 3 歳から満 5 歳まで」に拡大され、保育所と幼稚園におけるカリキュラムの統合が図られた。朴政権は、幼保一元化を任期内に実現することを目指したが（本誌 No.258-1, 2014.1, pp.18-19 参照）、所管省庁の統合等の困難な課題を克服できないまま、朴大統領自身の弾劾により任期が終了したため、未完に終わった。続く文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017 年 5 月～2022 年 5 月）においても、幼保一元化への動きは具体化しなかった。

しかし、次の尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権（2022 年 5 月～）の発足により、格差のない良質な教育・保育体制の整備の一環として、幼保一元化に向けた取組が再び活発化し、2023 年 1 月、教育部（部は日本の省に相当）長官を委員長とする「乳幼児教育・保育統合推進委員会」が発足した。また、同年 12 月 26 日の政府組織法の改正（法律第 19840 号）により、乳幼児保育事務が保健福祉部から教育部に移管され（第 28 条及び第 39 条）、幼保一元化に係る課題の一つであった所管官庁の統合が実現した（2024 年 6 月 27 日施行）。今後は、教育部を中心として幼保一元化の段階的な実施が行われる予定である。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2L3G1Q1X2Q2Q2O1Z4W7I4D4T7N4P9

【韓国】未払養育費の取立て強化—運転免許停止、出国禁止、名簿公開—

離婚後の養育費未払が社会問題となっている韓国では、2014年3月、「養育費の履行確保及び支援に関する法律」（以下「養育費履行法」）が制定され、養育費の請求、確保等を支援する養育費履行管理院が設立された（本誌 No.260-1, 2014.7, p.30 参照）。

養育費取立ての実効性を更に高めるため、2020年6月9日、養育費履行法が改正され（法律第17349号）、一定の要件の下に、養育費の債務不履行者の運転免許を停止する措置を講じることが可能となった（第21条の3）。続いて2021年1月12日、養育費履行法が再び改正され（法律第17897号）、債務不履行者の出国禁止（第21条の4）、名簿公開（第21条の5）が可能となったほか、債務不履行者の刑事罰に係る条項も新設された（第27条第2項第2号）。

しかし、上記の措置は、事前に家庭裁判所の監置命令（債権者からの申請に基づき家庭裁判所から養育費支払命令が出された後も一定期間以上養育費を支払わない者を最大30日間監置する命令）を受ける必要があり、実施に時間がかかることが課題であった。これに関して2024年3月26日、養育費履行法が改正され（法律第20417号）、上記の措置については監置命令を前提とせず、養育費支払命令を受けても養育費を支払わない者に対して実施可能となった（第21条の3～第21条の5）。ただし、刑事罰については従前どおり監置命令を前提とし、監置命令を受けた日から1年以内に養育費を支払わなかった者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン（1ウォンは約0.11円）以下の罰金に処される。

海外立法情報課・藤原 夏人

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2T0V0A5P0S611J5X3N3Q3Q9J0D7X7
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2H0G1B2G0A1R1Q4K0D4U3K6R9L7M2
- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2N4D0Y2N2H2K1G7P2V0R3X0L6C2L4

【中国】消費者権利利益保護法実施条例の制定

中国における近年のネット経済の進展に伴う新たな消費者問題に対処するため、消費者の権利、事業者の義務、消費者保護措置、紛争解決等を規定した消費者権利利益保護法（1994年制定、2013年改正）等に基づく行政法規として、2024年2月23日、消費者権利利益保護法実施条例が制定され、同年3月15日に公布、同年7月1日に施行された（國務院令第778号）。

本条例は、全7章53か条から成る。自動での契約延長、購入継続の際の、事業者から消費者への明瞭な注意喚起を義務付けた（第10条）。ライブコマース（ライブ配信による販売）のサイト事業者に対し、トラブル発生時、消費者の求めに応じ、事業者や配信者等の情報を提供すること等を義務付けた（第14条）。事業者が一方的に設定した定型約款等により、消費者に不利な契約を強いること等を禁止した（第17条）。消費者が商品受取後7日間認められるクーリングオフについて、例外範囲を事業者が不合理に拡大すること、消費者が権利を濫用して事業者に損害を与えること等を禁止した（第19条）。事業者が利用者にデポジットを求めるときは、返金方式等を事前に定めることとし、不合理な返金条件の設定を禁止し（第20条）、料金前払とするときは、契約により返金方式、違約条項等の詳細を定めることを義務付けた（第22条）。事業者に対し、確認や同意の手続を簡略化した方法等による利用者からの個人情報取得や、不必要な個人情報の強制的又は半強制的な収集を禁止した（第23条）。消費者協会（相談、調停等を行う公益組織）の役割、権限を強化した（第34条～第41条）。トラブル当事者が行政部門に被害の申出を行う際、その実名、相手方、具体的根拠等の明示を義務付けた（第46条）。

海外立法情報課・湯野 基生

- https://www.gov.cn/gongbao/2024/issue_11266/202404/content_6944108.html

【中国】中国港湾での国際クルーズ船の寄港補給に係る規定の制定

2023年9月、中国では、新型コロナの流行中停止していた国際クルーズ船の運航が再開し、その経済効果が「クルーズ船経済」と呼ばれ期待されている。一方、中国は、クルーズ船の国産化と生産シェアの拡大を目指しており、2024年1月、中国初の国産大型クルーズ船「愛達・魔都（Adora Magic City）」が就航した。2023年末から、国際クルーズ船の寄港時の効率的な補給等のため、国務院司法部（部は日本の省に相当）を中心に行政法規の草案作成が進められた。2024年3月の国務院常務会議で「中華人民共和国港湾での国際クルーズ船の寄港補給に係る規定」が制定され、同年4月22日に公布、同年6月1日に施行された（国務院令第780号）。

本規定は、全16か条から成る。本規定は、中国港湾での国際クルーズ船（国際航路を航行する外国籍及び中国籍のクルーズ船（第2条））の寄港補給の利便性を高め、クルーズ船経済の質の高い発展を推進するため制定された（第1条）。補給物資及び関係サービスの提供者は、法律等に従い、国際クルーズ船の運営に必要な食品、生活用品、薬品等の物資を供給し、サービスを提供する。補給物資や荷役物資が国の輸出入規制品に当たるときは、中国の貨物輸出入の関係規定に従い、税関手続を行う（第8条）。調達する薬品等が、国の輸出許可制の対象であるときは、法律等に従い関係主管部門に申請しなければならない（第9条）。国際クルーズ船の寄港地を管轄する省級政府は、クルーズ船が補給できる低度常用危険物（度数の高い酒類等）リストを策定し、種類や数量を明示する（第11条）。物資等の提供者は、国際貿易用の統一システムによる通関手続を行うことができ（第12条）、国際クルーズ船の補給物資は、保税地域等にまとめて保管することができる（第13条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202404/content_6947737.htm

【オーストラリア】「つながらない権利」違反者に刑事罰を科さないための法改正

「つながらない権利」は、2024年2月26日、「2009年フェア・ワーク法」（以下「FW法」）の改正により導入された（同年8月26日施行。本誌No.299-2, 2024.5, pp.20-21 参照）。同権利は、被用者が、不当な拒否ではない限り、勤務時間外の雇用者からの接触（電話、メール等）・接触の試みを受け、読み、又は応答することを拒否できる権利である（第333M条）。

労使間で「つながらない権利」に関し紛争が生じた場合、まず職場レベルで話し合いによる解決を図り（第333N条第2項）、解決に至らない場合には労使裁定機関であるフェア・ワーク委員会に命令（被用者の接触拒否の停止、雇用者の被用者に対する懲戒処分の停止等（第333P条））を発するよう申し立てることができる（第333N条第3項）。命令には遵守義務があり（第333Q条）、義務違反者に対しては、民事罰（最高60ペナルティユニット（約194万円））を求めて訴訟を提起することができる（第539条）。

刑事罰については、第675条に規定される。第1項には、フェア・ワーク委員会命令の違反者への刑事罰（12か月以下の拘禁刑）、第2項には、第1項が適用除外となる命令の条項が列挙されている。2024年2月の法改正では、「つながらない権利」を規定する第2-9章第6節は、第675条第2項に含まれなかったため、民事罰に加え、刑事罰が科される可能性があった。

しかしこれは、被用者に電話をただけで告訴され得るものであり、雇用者にとり恐怖であるとして反対が強かった。2024年5月31日、FW法を改正して第675条第2項に第2-9章第6節（fa号）を追加する法律が制定された（同年8月26日施行）。これにより、「つながらない権利」違反が刑事罰の対象から除外された。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00032/asmade/text>

【オーストラリア】施設における子供への性的虐待国家救済制度法の改正

豪州における子供（18歳未満）への性的虐待について、2013年1月に調査のための王立委員会が設立され、2017年12月、最終報告書・勧告が公表された。その中で、過去90年間にわたり、豪州の4,000を超える施設で何万人もの子供が被害を受けたことが明らかにされた。

2018年10月22日、連邦議会において、モリソン（Scott Morrison）首相（当時）は、連邦政府及び豪州国民を代表して、子供への性的虐待の被害者やその家族等に謝罪を行った。また、これらの被害に対する国家救済制度の設立を促す王立委員会勧告に対応するため、2018年6月、「2018年施設内における子供への性的虐待国家救済制度法」（以下「2018年法」）が制定された。同法は、施行日（2018年7月1日）より前に発生した子供に対する性的虐待を救済対象とし（第14条）、救済内容は、(a)最高15万豪ドル（約1550万円）の救済金、(b)カウンセリング等の提供、(c)性的虐待に責任を有する施設から被害者への直接の対応（施設責任者との面談、謝罪等）の三種類である（第16条）。2018年法は施行から10年後に効力を失う（第193条）。

2024年3月28日、2018年法を改正し、救済制度へのアクセスを向上するための法律が制定された（一部を除き同年4月4日施行）。主な内容は次のとおり。①刑務所収監者からの救済申請を可能にした（第20条）。また、原則的に救済申請資格のない者の要件を、従来の「連邦法、州法等に違反し5年以上の拘禁刑に処された者」のうち、殺人、性犯罪、テロ犯罪を行った者に限定した（第63条）。②救済決定に対する再審査請求に際し、救済申請時に提出した情報・文書に追加して関連情報・文書の新たな提出を認める（第73条）とともに、再審査により当初の救済額が減額されないことを明記した（第75条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00009/asmade/text>